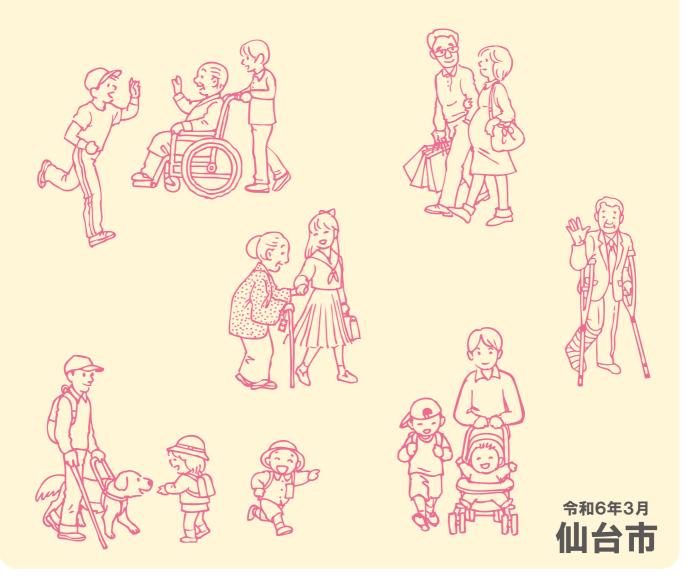
仙台市 パリアフリー 基本構想

■地区別構想《北仙台地区》■



目 次

1 仙	台市バリアフリー基本構想について					1
(1)	基本構想策定の趣旨					1
(2)	基本構想の構成と地区別構想の位置づけ					3
2 北	仙台地区の概況					5
(1)	人口等の概況					5
(2)	公共交通機関の状況					8
(3)	歩行者・自転車の状況				1	0
(4)	バリアフリー化の整備状況	•			1	1
3. バ	リアフリー化の基本方針				1	3
(1)	基本理念と基本方針				1	3
(2)	目標年次	•			1	5
4. 重	点整備地区と生活関連経路の設定				1	6
(1)	重点整備地区の区域の設定				1	6
(2)	生活関連経路の設定				1	7
(3)	重点整備地区と生活関連経路の見直し結果				1	8
5. 地	区別構想の評価について			•	2	2
5-1	特定事業の概要とこれまでの取り組み					
(1)	公共交通特定事業				2	3
(2)	道路特定事業				2	4
(3)	交通安全特定事業				2	5
5-2	地区別構想の評価					
(1)	アウトプット評価				2	6
(2)	アウトカム評価				2	8
(3)	北仙台地区における課題の整理				3	0
(4)	北仙台地区のバリアフリー化の推進に向けて				3	0

1 仙台市バリアフリー基本構想について

(1) 基本構想策定の趣旨

背 景

わが国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同じように生活を送り活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが進められてきました。

このような背景の中、平成6年に不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者が使う建築物のバリアフリー化を進めるために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という)が制定されました。

また、平成 12 年には、駅等の公共交通機関を中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という)が制定されました。

本市のこれまでの取組み

本市のこれまでの取組みとしては、交通バリアフリー法に基づいて、平成15年3月に「仙台市交通バリアフリー基本構想(全体構想)」と「仙台駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を、また平成16年3月に「仙台都心地区交通バリアフリー基本構想」を、平成17年3月に「泉中央・長町地区交通バリアフリー基本構想」を策定し(以下「旧基本構想」という)、目標年次の平成22年に向けてバリアフリー整備を進めてきました。

バリアフリー新法の制定

そのような中、平成 18 年6月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という)が公布され、同年 12 月から施行されました。

バリアフリー新法の改正

平成30年には、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる改正法が施行されました(以下「バリアフリー改正法」という)。

バリアフリー改正法では、基本構想において定められた重点整備地区における特定事業等について、おおむね5年ごとに実施状況の調査、分析、評価を行うよう努めることとされました。

令和2年には、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフト対策を強化する規定・義務・責務等を整備する改正法が施行されました。

※2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は 2021 年に延期

(2) 基本構想の構成と地区別構想の位置づけ

構成

仙台市バリアフリー基本構想は、仙台市全体としてバリアフリーの実現に向けた基本的な方針及び重点的に整備を進めるべき地区の候補地やその優先順位等をまとめた「全体構想」と、法に基づき重点整備地区の範囲並びに生活関連経路を定めた地区別の「地区別構想」で構成します。

本基本構想は、北仙台地区の特性や課題を踏まえた「地区別構想」です。

改定の経緯

平成 24 年度に全体構想及び都心地区における地区別構想を策定し、その後 平成 26 年度に泉中央地区と長町地区、さらに平成 27 年度には、北仙台地区 の地区別構想を策定しました。

平成24年度に策定した全体構想は、令和2年度に目標年次を迎え、バリアフリー新法の改正や、地下鉄東西線の開業、平成24年度以降の生活関連施設の分布状況などに基づき、重点整備地区候補地の再評価などを行い、新たな「全体構想」として令和3年3月に改定しています。同年、この全体構想に基づき、都心地区の地区別構想も改定し、令和5年3月には泉中央地区・長町地区の地区別構想を改定しました。

北仙台地区の地区別構想は、既に改定した全体構想や生活関連施設の立地 状況の変化を反映させるとともに、これまで進めてきた事業の進捗状況や整 備内容について評価し改定するものです。

仙台市バリアフリー基本構想

本市では、市全体の考え方を整理する「全体構想」と、地区ごとのバリアフリー 化の方向性等を位置付ける「地区別構想」とで構成される「仙台市バリアフリー基本構想」を策定し、計画的なバリアフリー化に取り組んでいます。

全体 構想 H24.6策定 (R3.3改定) 市全体におけるバリアフリーの基本方針のほか、地区別構想策 定の候補地や、優先順位の考え方等を整理するもの。

<主な内容>

- 市全体のバリアフリーの実現に向けた基本的な方針
- バリアフリー化を進める「生活関連施設」の考え方
- 市内でバリアフリー化を進める「重点整備地区」の候補地や 優先順位等の考え方
- ・心のバリアフリーの考え方 等

- 令和2年度(R3.3) 改定

令和4年度(R5.3)改定

今回改定

地区別 構想

〈都心地区〉 H24.6 策定 (R3.3 改定) 地区別 構想

〈泉中央地区〉 H27.3 策定 (R5.3 改定) 地区別

構想 〈長町地区〉 H27.3 策定 (R5.3 改定) 地区別 構想

〈北仙台地区〉 H28.3 策定

全体構想の考え方に基づき、個別の地区(徒歩圏)ごとに、整備すべきエリアや施設等 を位置づけるもの

<主な内容>

- 個別地区におけるバリアフリーの実現に向けた基本的な方針
- 「重点整備地区」のエリア

H

įΤ

ш

ш

 $\| \mathbf{I} \|_{L^{2}}$

ш

- バリアフリー化を進める「生活関連経路」および「生活関連施設」
- 「特定事業」 等



特定事業計画

地区別構想に基づき、各施設管理者は特定事業計画を策定し、それに基づいて計画的な施設整備を実施します。

公共交通 特定事業 道路 特定事業 都市公園 特定事業

交通安全 特定事業

など

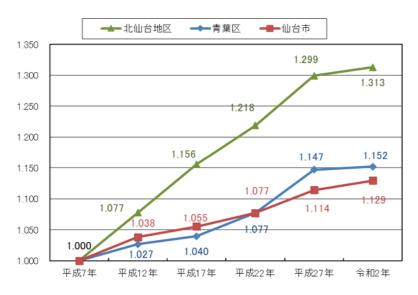
2 北仙台地区の概況

(1) 人口等の状況

人口推移

北仙台地区の人口は、平成7年以降増加を続けていますが、平成27年以降その伸びは鈍化しています。





人口の増減率(平成7年基準)

資料:国勢調査

※ここでの「北仙台地区」は、国勢調査の小地域集計における「堤町1・2丁目、葉山町、 青葉町、昭和町、通町2丁目、上杉2・6丁目、堤通雨宮町」としています。

高齢者の状況

北仙台地区における 65 歳以上の人口の割合は増加傾向にありますが、 青葉区や全市に比べて低い水準です。



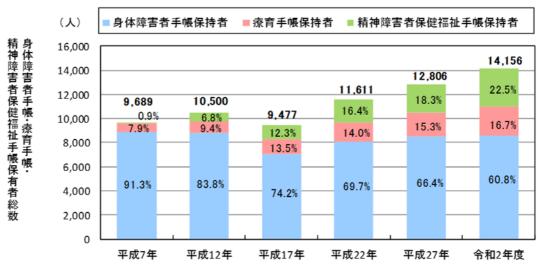
北仙台地区の年齢3区分構成

資料: 国勢調査

※ここでの「北仙台地区」は、国勢調査の小地域集計における「場町1・2丁目、葉山町、 青葉町、昭和町、通町2丁目、上杉2・6丁目、堤通雨宮町」としています。

障害者等の状況

青葉区の身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉 手帳保持者の総数は、平成17年以降増加傾向にあります。

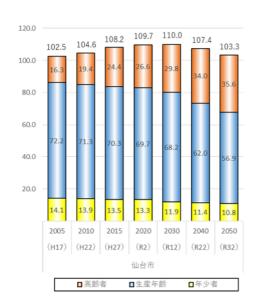


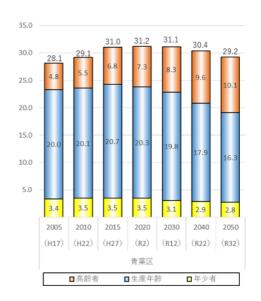
青葉区の障害者の状況

資料:健康福祉局事業概要

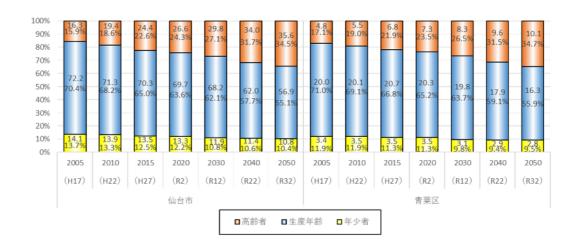
将来人口の見通し

仙台市および青葉区の人口は緩やかに減少する見込みです。 少子高齢化は今後さらに進展する見込みであり、青葉区における 65 歳以上 の人口の割合は、全市の 65 歳以上の人口の増加と同程度の見込みです。





仙台市、青葉区の人口の推移と見込み(単位:万人)



仙台市、青葉区の年齢三区分構成の推移と見込み(単位:万人)

資料:【H17~R2】国勢調査

【R12~R32】仙台市まちづくり政策局資料

(2) 公共交通機関の状況

北仙台地区は、地下鉄南北線北仙台駅とJR仙山線北仙台駅を有してい ます。

2つの鉄道駅の乗降者数は、令和2年度より新型コロナウイルス感染症 の影響で乗降客数が減少していますが、仙台市バリアフリー基本構想に位 置付ける生活関連施設の要件(旅客施設: 1日の乗降者数が3.000人以上) を上回る利用が確認できます。

また施設配置をみると、JRは線路の南側に、地下鉄は南北両側に出入 口が配置されています。しかし、地上と地下階を結ぶエレベーターは線路 北側にのみ配置されているため、JRと地下鉄の乗り換えにおいてエレ ベーターを利用する際は、迂回や線路の横断が必要となります。



間乗車人員のデータを各駅の 乗者数と降者数は同じであると 仮定の上、1日当たりのデータに 換算したものである。

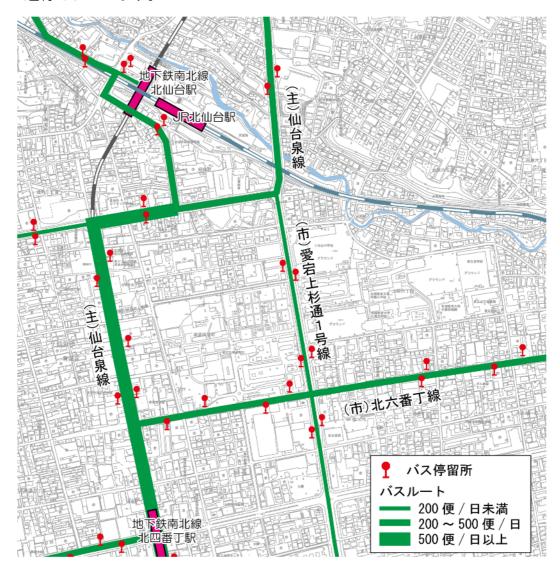
※乗降者数は、仙台市統計書の年

北1出日 下鉄北仙台 ■地下鉄北2出口 音差体音館

線路の横断

北仙台駅のJR⇔地下鉄の乗り換えルート

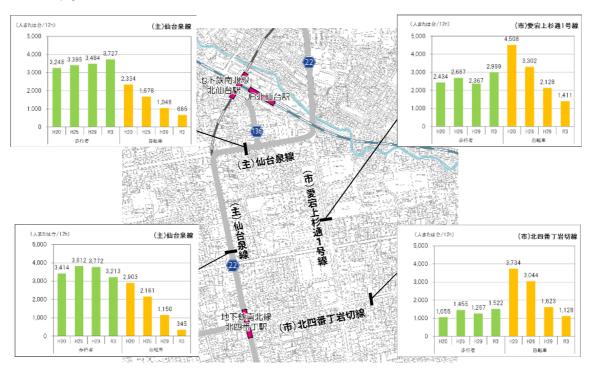
バスの運行に関しては、(主)仙台泉線、(市)愛宕上杉通 1 号線、(市)北六番丁線等がバスルートになっています。北仙台駅周辺の停留所は、仙台駅 ~泉区方面のバスルート上に位置しており、200~500 便/日程度のバスが運行されています。



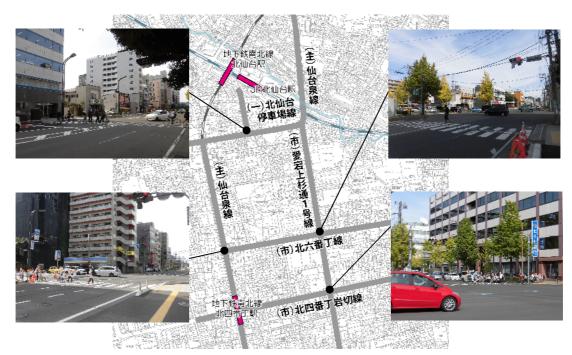
北仙台地区のバスルートおよびバス停留所位置図(R5.4.1 改正時刻表より)

(3) 歩行者・自転車の状況

北仙台地区における自転車交通量は、近年減少傾向にあります。多車線・ 広幅員の道路が地区内を走っており、歩行者はそれらの横断が必要となり ます。



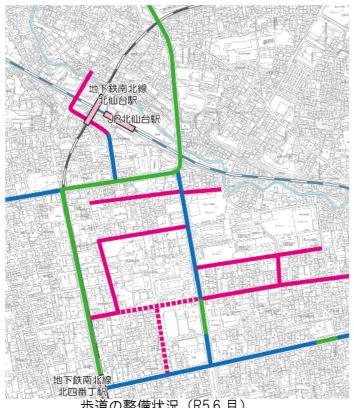
歩行者及び自転車の交通量



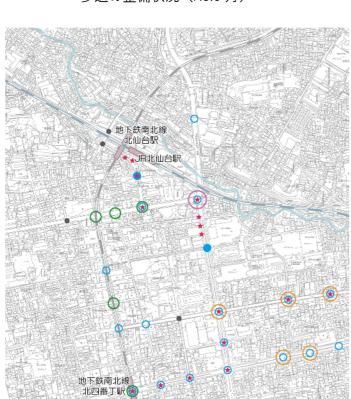
3車線以上の区間と歩行者横断の様子

(4) バリアフリー化の整備状況

北仙台地区のバリアフリー化の整備状況を以下に示します。



歩道の整備状況(R5.6月)



信号機・エスコートゾーンの整備状況図(R5.6月)

[歩道の整備状況] 自転車が通行できる歩道 【自転車通行部分の路面標示あり】 自転車が通行できる歩道 【自転車通行部分の路面標示なし】 原則として自転車が通行できない歩道 ※実線は点字誘導がある区間、破線は点字 誘導がない区間 ※道路の片側のみ上記路面標示がある場合も、 路面標示ありと表記

エスコートゾーン 視覚障害者用付加装置付信号 音響式歩行者誘導装置付信号 経過時間表示型信号 視覚障害者・高齢者用押しボタン有 歩車分離型信号 バリアフリー未対応信号

バリアフリー基本構想に基づく北仙台地区のバリアフリーの取り組み状況の概況

〈点字誘導ブロックの設置〉



〈案内標識の設置〉



〈バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンの整備状況の例〉





<地下鉄駅トイレの整備>



<触知案内板の設置>



<地下鉄駅へのコミュニケーション支援ボードの配置>



3 バリアフリー化の基本方針

(1) 基本理念と基本方針

全体構想の基本理念のもと、北仙台地区の特性、課題を踏まえ、北仙台地区におけるバリアフリーの基本理念、基本方針を以下のとおりとします。

【基本理念】

仙台都心の北部に位置する生活を支えるまちとして、 地区内の都市機能を活かしながら、バリアフリーによる移動等円滑化を図り、 人々が交流し、快適に安心して生活できるまちの創出

北仙台地区は、仙台都心の北部に位置し、地下鉄北仙台駅および JR 北仙台駅を有しているため交通の利便性が高く、さらに日常生活に必要な施設が多く立地しているなど、都心周辺の生活を支えるまちとなっています。

今後は、都心地域との連携を強化しながら、既存の良好な居住環境や都 市機能を活かしつつ、バリアフリー化を推進する必要があります。

また、県内唯一の視覚支援学校が立地していることから、市民の理解と協力のもとに「心のバリアフリー」も推進し、快適に安心して生活できるまちを目指します。

【基本方針】

全体像:社会参加・自己実現の支援

ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、既存の都市機能を活か しつつ誰もが快適で安心な生活環境の向上を図り、高齢者や障害者等が社 会参加しやすいまちづくりを進めます。

北仙台地区は、地下鉄北仙台駅および JR 北仙台駅を有するなど、都心の北部の生活を支える施設が集積しています。北仙台駅周辺および仙台泉線等の沿線には、商業施設のほか、青葉体育館や宮城県立視覚支援学校も立地し、多くの人が行き交うまちとなっています。

こうした地区内において、高齢者や障害者等にとっても快適に安心して 生活・移動できるよう、バリアフリー化を進めます。

ソフト施策:市民の支え合い、心のバリアフリー

北仙台地区に居住する市民だけでなく、地区への来街者にも高齢者や障害者等への理解を深め、ともに支え合う環境をつくり、バリアフリーに対する意識や、モラル・マナーの向上を進めます。

北仙台地区は、都心地域に隣接していることに加え、青葉体育館などが 立地していることもあり多くの人が地区外から訪れています。

高齢者や多様な障害者等の移動等円滑化を実現するためには、北仙台地区に居住する市民だけでなく、地区外から訪れる来街者に対しても、バリアフリーの重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

ハード施策:魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり

歩行者の安全確保や利便性の向上に必要な整備を行うとともに、整備済み箇所においても施設更新の機会をとらえながら、より一層の改善に努め、 魅力的で安心・安全なまちとなるようバリアフリー化を推進します。

北仙台地区では、交通量が多い広幅員道路が位置していることから、高 齢者や多様な障害者等に配慮した安全確保が必要です。

地区の中心である北仙台駅周辺では、円滑な乗り換え、各施設へのわかりやすい案内・誘導施設の充実により、利便性の向上に努めます。

また、整備済みの施設であっても、維持補修や更新の際に、さらに利用しやすい施設となるよう改善に努め、魅力的で安心・安全なまちづくりを推進します。

地下鉄北仙台駅とJR 北仙台駅との円滑な乗継ぎ等ついては、関係者が 互いに課題を共有し、バリアフリー化に必要な取組みとして、今後長期的 に検討を行っていくものとします。

実施体制:市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働

北仙台地区のバリアフリー化の推進に当たっては、地区外から訪れる来 街者も含めた市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、連携・協働して 取り組みます。

バリアフリー化の推進においては、ハード施策の実施とともに、市民の理解、連携・協働が重要です。都心地域に隣接し多くの人が行き交う北仙台地区では、様々な立場の人たちとの連携・協働のうえ継続したバリアフリー化の取り組みが必要です。

このため、市民が多様な障害等に関する正しい知識と理解を深め、一人ひとりができることを実行していく必要があります。また、事業者(各管理者)は、バリアフリー化のためのハード整備を実施するだけでなく、それぞれの事業内容に応じた心のバリアフリーに関する啓発活動等も実施します。行政はこうした活動の支援と推進を図る取り組みを進めます。

(2) 目標年次

目標年次は、「仙台市バリアフリー基本構想 全体構想」と同じ、令和 12 年度とします。

また、上記全体構想と同様に概ね5年後を目標に、各特定事業計画の進捗状況の調査、分析、評価し定期的なスパイラルアップを図ります。

4 重点整備地区と生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の区域の設定

バリアフリー化を一体的に進める地区として重点整備地区を定めます。 旅客施設を中心とする徒歩圏に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会 生活において利用する「生活関連施設」が集積している地区を、重点整備 地区の区域として設定します。

なお、隣接する都心地域との移動のしやすさを高めることや、北仙台駅から北四番丁駅までの間に「生活関連施設」が点在していることにも留意し、区域を設定します。

■重点整備地区とは?

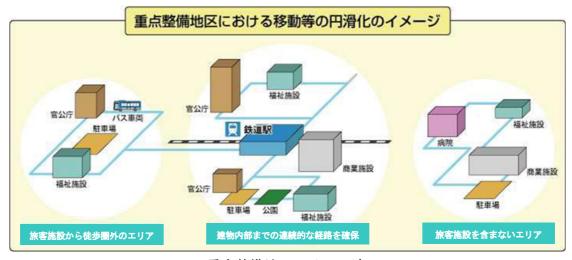
バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区を「重点整備地区」と呼びます。重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成されます。

バリアフリー法では、以下のとおり重点整備地区設定の要件を示しています。

~重点整備地区設定の要件~

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

資料:バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより抜粋



重点整備地区のイメージ

(2) 生活関連経路の設定

設定の考え方

北仙台地区では、全体構想で定めた生活関連経路設定の考え方に基づく「より多くの人が利用する経路」や「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」以外にも、宮城県立視覚支援学校との連続性や、隣接する都心地域への移動等に配慮し、生活関連経路を設定します。

また、利用者の視点も取り入れるため、高齢者、障害者等が参加した「まち歩き」(現地点検)やワークショップ等を実施しながら検討しました。

【全体構想における生活関連経路設定の考え方】

○より多くの人が利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路などを優先的に選定します。

○生活関連施設相互のネットワークを確保

旅客施設とそれ以外の生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも留意し、重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮します。同時に、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮します。

■生活関連施設とは?

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことを言います(※)。つまり鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当します。

■生活関連経路とは?

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」(※)、つまり「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路」を指し、生活関連施設を徒歩で繋ぐ道路や階段、エレベーターなどが該当します。

※バリアフリー改正法第2条第23のイ より

(3) 重点整備地区と生活関連経路の見直し結果

生活関連施設の分布状況は、新たに建設中・計画中である生活関連施設があるものの、重点整備地区の区域と生活関連経路の見直しが必要になる変化は見られないため、これまでの区域と生活関連経路を再度位置付けるものとします。

以下に、生活関連経路の分布状況、重点整備地区と生活関連施設及び生活 関連経路を示します。

生活関連施設の分布状況

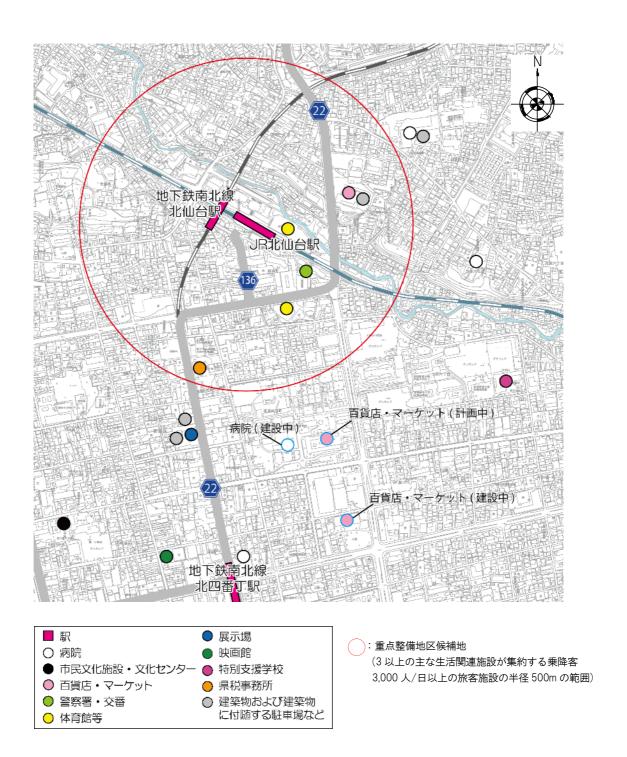
全体構想で示されている要件に基づいた、北仙台地区の生活関連施設およびその分布状況は以下のとおりです。

- 生活関連施設が、地下鉄南北線の東側に偏在しています。
- 地下鉄北仙台駅から地下鉄北四番丁駅までの間に、生活関連施設が点在しています。
- 北仙台駅等に近接して宮城県立視覚支援学校があります。

生活関連施設の要件と北仙台地区における分布状況

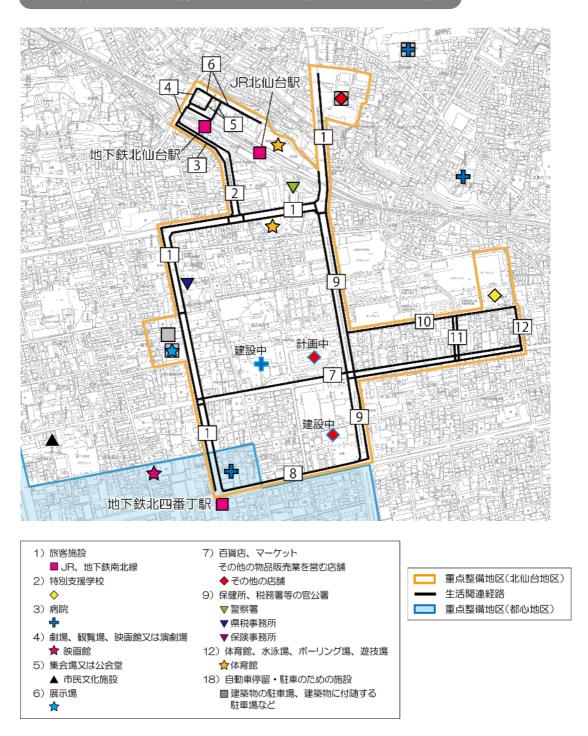
	法・政令による施設分類	生活関連施設の要件	施記	设数
	広・以下による池紋刀類	王冶民圧応設の安け	R5	H27
1	旅客施設	乗降客数3千人/日以上	3	3
2	特別支援学校((旧)視覚、聴覚、養護学校)	全て	1	1
3	病院	全て	3	3
4	劇場、観覧場、映画館又は演劇場	全て	1	1
5	集会場又は公会堂	(民間施設は2,000㎡以上)	1	1
6	展示場	(民間)形放為2,0001119(上)	1	1
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000㎡以上	1	1
8	ホテル又は旅館	2,00011130.1	0	0
9	保健所、税務署等の官公署	窓口のある施設	2	2
10	老人ホーム、福祉ホーム等高齢者、障害者が利用するもの	拠点施設	0	0
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	DO AN //O AX	0	0
12	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場	全て	2	2
13	博物館、美術館又は図書館	(民間施設は2,000㎡以上)	0	0
14	公衆浴場		0	0
15	飲食店	2,000㎡以上	0	0
16	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等		0	0
17	車両停車場、船舶・航空機発着場等旅客の乗降・待合いするもの	拠点施設	0	0
18	自動車停留・駐車のための施設 (建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場など)	500㎡以上	4	4
19	公衆便所	全て	0	0
20	公共用歩廊 全て		0	0
21	特定公園施設(都市公園) - 近隣公園、地区公園、 総合公園、動物公園		0	0

※上記施設のほか、建設中の病院(1)、店舗(1)及び計画中の店舗(1)があります。



北仙台地区における生活関連施設の分布(令和5年8月時点)

北仙台地区の重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路



北仙台地区における重点整備地区と生活関連施設および生活関連経路(見直し結果)

【生活関連経路の概要】

主体		道路 種別	路線名	距離 (m)	主な生活関連施設等	位置付け
	1	県道	仙台泉線	1,660	JR北仙台駅、地下鉄北仙台駅、地下鉄北四番丁駅、 仙台北警察署、仙台北県税事務所、青葉体育館、 展示場、病院、商業施設	地区内の南北軸として、駅や公共施設、商業施設等へのアクセス機能とともに、地区内の主要動線としての役割を担う。
	2	県道	北仙台停車場線	190	JR北仙台駅、地下鉄北仙台駅	駅と県道仙台泉線を連絡し、駅へのアクセス機能および駅から各施設へのアクセス機能を担う。
	3	市道	通町北仙台駅線	130	JR北仙台駅、地下鉄北仙台駅	県道北仙台停車場線と市道堤町青葉町線を連絡し、駅へのアクセス機能を担う。
	4	市道	堤町青葉町線	130	JR北仙台駅、地下鉄北仙台駅	市道通町北仙台駅線と市道堤町一丁目1号線、市道堤町(その2)線を連絡し、駅へのアクセス機能を担う。
	5	市道	堤町一丁目1号線	140	地下鉄北仙台駅、青葉体育館	市道堤町青葉町線と市道堤町(その2)線を連絡し、駅や青葉体育館へのアクセス機能を担う。
仙	6	市道	堤町(その2)線	210	地下鉄北仙台駅、青葉体育館	市道堤町一丁目1号線や市道堤町青葉町線と連絡し、駅や青葉体育館へのアクセス機能を担う。
市	7	市道	北六番丁線	970	展示場、病院、宮城県立視覚支援学校	県道仙台泉線と市道愛宕上杉通1号線を連絡し、東西軸として、地区内の主要動線としての役割を担うとともに、視覚支援学校最寄りのバス停が位置し、視覚支援学校へのアクセス機能を担う。
	8	市道	北四番丁岩切線	440	地下鉄北四番丁駅、病院、宮城県立視覚支援学校	地区南側の東西軸として、駅や病院等へのアクセス機能とともに、地区内の主要動線としての役割を担う。
	9	市道	愛宕上杉通1号線	760	JR北仙台駅、地下鉄北仙台駅、地下鉄北四番丁駅、 宮城県立視覚支援学校	地区東側の南北軸として、地区内の主要動線としての役割とともに、北仙台駅方面および北四番丁駅方面と視覚支援学校間のアクセス機能を担う。
	10	市道	北七番丁2号線	500	宮城県立視覚支援学校	市道愛宕上杉通1号線と連絡し、視覚支援学校へのアクセス機能を担う。
	11	市道	宮教大付属小学校前線	120	宮城県立視覚支援学校	視覚支援学校最寄りのバス停が位置する市道北六番丁線と連絡し、視覚支援学校へのアクセス機能を担う。
	12	市道	二本杉通線	120	宮城県立視覚支援学校	視覚支援学校最寄りのバス停が位置する市道北六番丁線と連絡し、視覚支援学校へのアクセス機能を担う。

5 地区別構想の評価について

5-1 特定事業の概要とこれまでの取り組み

重点整備地区内においては、各事業者が本地区別構想に沿って事業計画を作成し、生活関連施設や生活関連経路等の事業を実施しています。また、事業実施にあたっては、各種基準(仙台市ひとにやさしいまちづくり条例等)やガイドライン及びワークショップの意見を考慮し、バリアフリー化を推進しています。

平成 27 年度の本基本構想策定時におけるワークショップでの意見も参考に、特定事業の基本的な考え方を以下のとおりとしていました。

〈平成27年度本地区別構想策定時のワークショップにおける意見の例〉

北仙台地区全体に関して

○公共施設において、案内板の内容や配置がわかりにくいので、改善 が必要

個別施設・設備に求めること

- ○舗装は滑りにくい素材で整備
- ○聴覚障害者にもわかりやすい緊急時の情報提供に配慮
- ○視覚障害者誘導用ブロックは、連続性を確保した設置とし、色や素 材にも配慮
- ○信号機は、音響式や残りの青時間等を知らせるタイプのものを整備
- ○駅構内の各施設は、多様な障害者の利用に配慮して整備

市民の理解・意識向上に係る意見

- ○バリアフリーに関する市民の理解や協力が必要
- ○余裕を持って行動する、気を付けて歩く等、当事者自身の心がけも 必要

(1) 公共交通特定事業

(平成28年策定 第2期(後期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画) (令和3年策定 第3期(前期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画)

事業の基本的な考え方

公共交通特定事業は、旅客施設や車両の整備に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方 針	内容
利用者が円滑に移動等 しやすい経路、改札口等 の整備を図ります。	○駅構内の出入口から改札口の経路について、 車いすの通行しやすさの確保に努めます。
利用者がわかりやすい 標識、主要設備配置案内 の整備を図ります。	○利用者にわかりやすい情報を提供できるよう、案内サインの設置・改善に努めます。 ○視覚障害者が安全に歩行できる視覚障害 者誘導用ブロックの設置や、必要な施設へ の点字の表示に努めます。 ○緊急時・災害時の情報の提供(電光掲示板 等)に努めます。
その他旅客施設などの 設備の利便性と安全性 の向上を図ります。	○安全で利用しやすい施設・設備(エレベーター、券売機、椅子等)の整備に努めます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両 等の構造及び設備に関する基準(平成 18 年国土交通省令第 111 号)」 等に基づく取り組みを進める。

(2) 道路特定事業

(平成 29 年策定 北仙台地区道路特定事業計画(令和 3 年 11 月変更))

事業の基本的な考え方

道路特定事業は、歩道、上下移動施設、経路における案内標識等の移動 円滑化のために必要な施設の設置、歩道の拡幅、路面構造の改善等に関す る事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方 針	内 容
利用者が安全かつ安心 して利用できる歩道の バリアフリー構造を確 保します。	 ○歩道の補修時に、路面上の段差や沿道出入口部の勾配等を改善するよう努めます。 ○既存の歩道空間内で、できるだけ有効幅員を確保するよう努めます。 ○透水性舗装等により、滑りにくく、歩きやすい舗装とするよう努めます。 ○駅出入口、エレベーターへの動線について、円滑な移動が可能となるよう、段差や勾配の解消に努めます。
視覚障害者が安全で安 心できる歩行空間を整 備します。	○視覚障害者誘導用ブロックは、できるだけ 連続性を確保するよう設置するとともに、 安全で適切な配置となるよう、整備・改善 に努めます。
利用者がわかりやすい 施設案内や情報提供を 進めます。	○利用者がわかりやすい情報を提供できる よう、案内サインの設置·改善に努めます。
歩行者の円滑な移動を確保するため、放置自転車や不法占用物件の継続的な指導、啓発に努め、撤去強化も図ります。	○放置自転車や看板等の不法占用物件の継続的指導、啓発活動に努めるとともに、撤去も行いながら歩行空間における放置自転車や不法占用物件の防止に努めます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(平成18年国土交通省令第116号)」等に基づく取り組みを進める。

(3) 交通安全特定事業

(平成 31 年策定 仙台北·泉中央·長町地区交通安全特定事業計画)

事業の基本的な考え方

交通安全特定事業は、高齢者や障害者等誰もが安全な歩行を確保するた め、信号機に関する事業や道路標識等の案内・誘導施設に関する事業を推進 します。

また、車両の交通規制や違法駐車の取締り強化等に関する事業を推進し ます。

事業方針と留意すべき内容

方 針	内 容
交差点において安全に かつ安心して道路横断 できるバリアフリー対 応型信号機の設置を図 ります。	○音や音声により視覚障害者に知らせる装置の設置に努めます。○高齢者等感応式信号(押しボタン)や歩行者経過時間表示機能装置の適切な設置に努めます。
安全性向上のため、道路	○道路標識の夜間の視認性を高めた高輝度標
標識・標示の改善を図り	識や夜間照明装置標識の設置に努めます。
ます。	○エスコートゾーンの適切な設置に努めます。
交通規制の強化、バリアフリーに関する教育・啓発活動の実施を	○違法駐車の取締りの強化に努めます。○流入車両や速度抑制対策に努めます。○自転車の走行ルールの遵守、マナー向上の
図ります。	啓発活動に努めます。 ○交通安全に関する啓発活動に努めます。

※上記事業方針の他に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係 る信号機等に関する基準を定める規則(平成18年国家公安委員会規則 第28号)」等に基づく取り組みを進める。

5-2 地区別構想の評価

令和5年度に開催したバリアフリー推進協議会において、特定事業計画の進捗状況等を評価するとともに、まち歩きワークショップにより意見をいただきました。

地区別構想の評価結果

評価項目		指標	評価結果
(1)アウトプット評価			
	特定事業計画の進	特定事業の進捗率	公共交通、交通安全事業は完了。
	捗 状況		道路は未完及び未着手箇所がある。
			(進捗率は下表のとおり)
(2)	アウトカム評価		
	公共交通機関の利	鉄道駅の乗降客数	新型コロナウイルス感染症の影響によ
1	用向上		り一時減少しているが,各特定事業計
			画のバリアフリー化事業が実施され、
			利用向上が図られている。
	各施設利用に対す	整備内容についての「まち	参加者のうち障害者及び障害者団体等
2	る市民満足度	歩きワークショップ」にお	の関係者が「対応している・満足」と
		けるアンケート調査	回答した割合が2/3。
			(令和5年8月時点)

(1) アウトプット評価(特定事業計画の進捗状況)

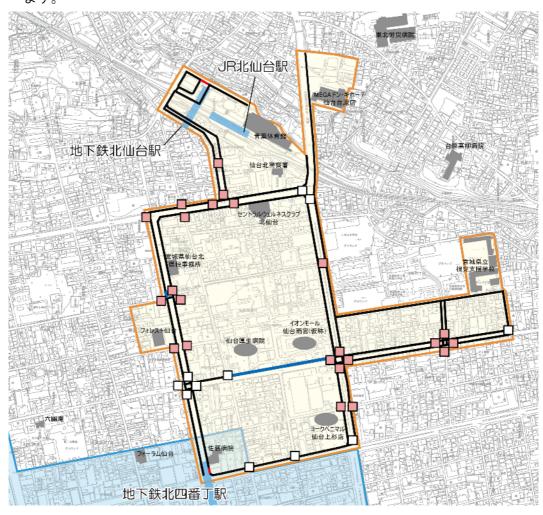
- ◆公共交通や交通安全の特定事業計画に基づくバリアフリー化の整備は計画期間内 に完了しています。
- ◆道路の特定事業計画に基づくバリアフリー化の整備は完了していない状況です。 特定事業計画の進捗状況(令和4年度末実績)

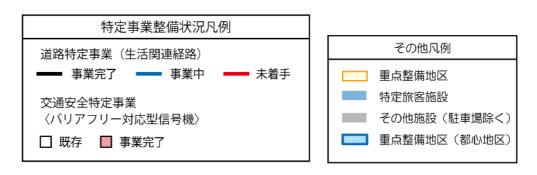
事業計画			策定時期	計画期間	事業数	整備済みの	着手率(%)	
					争未数	進捗率(%)※1	※ 2	
道路特定	事業計画	北仙台地区	H29年7月	R7 年度	26	87.7	88.5	
公共交通	第2期	後期 地下鉄	H28年3月	R2 年度	120	89.2	100.0	
特定事業	交通局	後期バス			194	99.0	100.0	
計画	第3期	前期 地下鉄	R3年3月	R7 年度	44	36.4	100.0	
	交通局	前期バス			673	40.6	100.0	
交通安全特定事業計画		北仙台地区	H31年3月	R2 年度	15	100.0	100.0	

^{※1}進捗率=整備済み事業量/計画事業量(公共交通特定事業計画における北仙台駅に関する事業は整備済み)

^{※2}着手率=(完了+事業中)数/計画箇所数

平成 27 年度策定の本基本構想に基づく特定事業の取り組み状況を以下に示し ます。



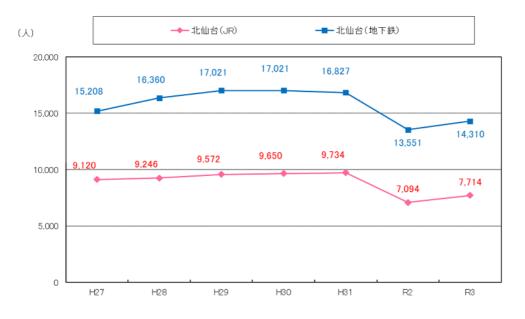


北仙台地区特定事業整備状況図(令和4年度末時点)

(2) アウトカム評価

①公共交通機関の利用向上

- ◆北仙台地区における旅客施設の乗降客数は、新型コロナウイルス感染症の影響以前は増加傾向にありましたが、令和2年度以降は両駅とも減少しています。
- ◆上記のとおり新型コロナウィルスの影響もあり、乗降客数による比較はできませんが、平成29年度以降は各特定事業計画におけるバリアフリー化の事業が実施されており、これまで以上に安全で快適な移動経路が確保されているものと考えられます。



1日当たりの乗降客数(再掲)

※1日あたりの乗降客数=1日平均乗車人員×2

資料:仙台市統計書

②市民満足度

令和5年8月30日に開催したまち歩きワークショップの中で、参加者に満足度 調査を実施しました。

- ◆平成 27 年度策定の本基本構想に基づき進めてきたバリアフリー化の整備内容に ついて、ワークショップ参加者の満足度*は2/3となり、高齢者や障害者等にとっ て移動のしやすさや安全性、利便性などが向上されていることが評価されました。 一方でさらなる対策が必要であるとする意見もあり、未整備箇所のバリアフリー 化に加え、こうした視点に基づく改善も検討していく必要があります。
- ※まち歩きのルート上にある歩道や信号機などについて、バリアフリー化されているか点検 するための各チェックポイントを設け、参加者のうち障害者及び障害者団体等の関係者が 「対応している・満足」と評価した割合

令和5年度まち歩きワークショップで挙げられた主な意見

道路·歩道	 ・インターロッキング舗装の凹凸や、色落ち、すり減りがみられ、誘導ブロックとの違いが分かりにくい部分がある。 ・誘導ブロックの規格が統一されると分かりやすい。 ・歩道幅員が狭い部分があり、車椅子とのすれ違いが難しく、電柱が支障となっていたり、自動販売機の扉が開いているときなどは危険がある。 ・一部歩道の狭い部分があり、自転車に対して「おりてあるこう」の表示がされているのは良いが、すれ違いに危険がある。
横断歩道	・エスコートゾーンが設置されている横断歩道は安心できる。 ・青信号の時間が短く、車の走行により音が聞こえにくい箇所 があった。
地下鉄北仙台駅	 ・券売機の「係員呼び出し」ボタンの位置が分かりにくく、その案内表示の位置も低いため分かりにくい。 ・車椅子利用者には券売機位置が高く使いにくい。 ・地下鉄出入口の案内が認識しにくく、改札口への誘導案内を増やした方が良い。 ・改修後のトイレが誰にでも使いやすくなった。
その他	・線路横断箇所(踏切内)の歩道部分の幅が広くて良い。また、 警報器の形状が見やすい。 ・踏切内歩道部分にもエスコートゾーンが欲しい。

(3) 北仙台地区における課題の整理

地区の概況やまち歩きワークショップの結果から、北仙台地区のバリアフリー化における課題を以下のとおり整理しました。

- ①施設の老朽化による移動の円滑化の支障が生じないよう、既存 施設の適切な更新の検討が必要である。
- ②バリアフリー化の整備が済んでいる施設でも、高齢者や障害者等の声に応じた更なる改善の検討が必要である。
- ③大規模な改修を伴う既存施設のバリアフリー化は、早期改善が 困難なため、ハード整備によらず施設利用者同士の配慮や理解 を高める心のバリアフリーによる取組みも必要である。
- ④JR北仙台駅と地下鉄北仙台駅との乗り換えにおいて、エレベーターを利用すると迂回や線路の横断が生じるため、安全かつ快適に移動できる経路の確保について検討が必要である。

(4) 北仙台地区のバリアフリー化の推進に向けて

平成 27 年度に策定した本基本構想に基づく特定事業計画により、北仙台地区におけるバリアフリー化の事業を進めてきましたが、計画通りに進めることができなかったものもあります。

北仙台地区は、地下鉄北仙台駅及び JR 北仙台駅を有するなど、生活を支える施設が集積し、北仙台駅周辺および仙台泉線の沿線には商業施設のほか、青葉体育館などが立地し、多くの人が行き交うまちであり、だれもが安全かつ快適に移動できる空間が求められます。

このため、計画期間に完了しなかった特定事業は引き続き事業を継続し、バリアフリー化を推進していきます。既にバリアフリー化が完了している施設については、必要な機能が損なわれることがないよう適切な維持更新を図っていくことはもちるん、既存施設の更新にあわせて改善を検討していくものとします。

また、特定事業計画に基づくハード整備は、長期の時間を要することもあります。 このため、高齢者や障害者等の移動の安全確保には、市民一人ひとりが互いに支え あい、理解を深める意識の向上が必要であり、心のバリアフリーの浸透を図る取組 みを推進していきます。

編集·発行 仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課